



愛媛県報

平成17年10月14日金曜日 第1702号外1

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県市町合併推進審議会条例.....	2
愛媛県交通安全対策会議条例及び愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例.....	2
愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例.....	2
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例.....	6
愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例.....	6
山財ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例を廃止する条例.....	7
愛媛県離島漁業再生支援基金条例.....	7
愛媛県漁港管理条例の一部を改正する条例.....	7
愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例.....	7
愛媛県県立学校設置条例及び県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部を改正する条例.....	7
愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	8

条 例

○愛媛県条例第74号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第75号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表4の表15の項を次のように改める。

15	削除	
----	----	--

別表5の表24の項事務の欄中「第52条第9項、第10項又は第13項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同表26の項同欄中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同表30の項の次に次のように加える。

30の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料	(1) 建築物の敷地の数が2である場合 78,000円 (2) 建築物の敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
30の3 建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額
30の4 建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円

別表5の表33の項の次に次のように加える。

33の2 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	160,000円
33の3 建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	景観地区における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円

別表5の表41の項事務の欄中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同表42の項同欄中「複数建築物」を「建築物」に改め、同項金額の欄(1)中「数が」の下に「1又は」を加え、同表43の2の項事務の欄中「複数建築物」を「建築物」に改め、同項金額の欄(1)中「数が」の下に「1又は」を加え、同表44の項及び44の2の項中「同一敷地内認定建築物」

を「一敷地内認定建築物」に改め、同表44の3の項中「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改め、同表45の項事務の欄及び同項名称の欄中「複数建築物」を「建築物」に改め、同表46の項の次に次のように加える。

46の2 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画認定申請手数料	27,000円
46の3 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料	27,000円

別表5の表70の項事務の欄中「第31条の2第2項第13号八」を「第31条の2第2項第14号八」に、「第62条の3第4項第13号八」を「第62条の3第4項第14号八」に改め、同表71の項同欄中「第31条の2第2項第14号二」を「第31条の2第2項第15号二」に、「第62条の3第4項第14号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改め、同表72の項同欄中「第18条の5第10項又は第38条の5第8項」を「第19条第11項又は第38条の5第9項」に改め、同表73の項同欄中「第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号」を「第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号」に改め、同表74の項同欄中「第20条の2第10項又は第38条の4第20項」を「第20条の2第11項又は第38条の4第21項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表4の表15の項の改正規定は、平成18年3月1日から施行する。

○愛媛県条例第76号

愛媛県市町合併推進審議会条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県市町合併推進審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第60条第3項の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置される愛媛県市町合併推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第77号

愛媛県交通安全対策会議条例及び愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県交通安全対策会議条例及び愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県交通安全対策会議条例の一部改正)

第1条 愛媛県交通安全対策会議条例(昭和45年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、日本道路公団」を削る。

(愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和48年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第10号を次のように改める。

(10) 本州四国連絡高速道路株式会社

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第78号

愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)の一

部を次のように改正する。

目次中「第13条の4」を「第13条の6」に、「第13条の5」を「第13条の7」に改める。

第3条に次の1項を加える。

3 この条例において「自動販売機等」とは、相手方と対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。以下同じ。）をしないで物品を販売することができる設備を有する機器（以下「自動販売機」という。）又は相手方と対面をしないで物品を貸し付けることができる設備を有する機器をいう。

第4条第1項に次の1号を加える。

(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

第5条第3項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の下に「又は業として当該図書類等を見せ、読ませ、若しくは聞かせる施設を経営する者（以下「図書類等取扱業者」という。）」を加え、同条第4項第1号中「（表紙を含む。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めるものを掲載している図書類等（前各号に該当するものを除く。）

第5条第5項中「図書類等の販売又は貸付けを業とする者」を「図書類等取扱業者」に、「又は貸し付けて」を「若しくは貸し付け、又は見せ、読ませ、若しくは聞かせて」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 図書類等取扱業者は、有害図書類等を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類等を他の図書類等と区分し、青少年の目に触れないような場所又は営業の場所の屋内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

第5条に次の3項を加える。

7 図書類等取扱業者は、前項の規定による有害図書類等の陳列の場所に、当該有害図書類等を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は見せ、読ませ、若しくは聞かせることができない旨の表示をしなければならない。

8 知事は、図書類等取扱業者が前2項の規定に違反していると認めるときは、当該図書類等取扱業者に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。

9 知事は、図書類等取扱業者が第6項又は第7項の規定に違反していると認めるときは、当該図書類等取扱業者に対し、有害図書類等の陳列の方法又は場所の変更、表示の方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

第5条の2第5項中「含む」の下に「。以下「有害がん具類等」という」を加え、同条の次に次の8条を加える。

（自動販売機等の設置の届出等）

第5条の3 自動販売機等により図書類等又はがん具類等（専ら児童の遊戯に供するもの及び安全カミソリその他の日用品であるものを除く。以下同じ。）の販売又は貸付けをしようとする者は、当該販売又は貸付けを開始する日の15日前までに、当該自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない

い。

(1) 図書類等又はがん具類等の販売又は貸付けをしようとする者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 自動販売機等の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(3) 自動販売機等の種類、型式及び製造番号

(4) 自動販売機等に収納する図書類等又はがん具類等の種類

(5) 自動販売機等の設置場所及びその場所の提供者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(6) 次条第1項に規定する管理者の氏名、住所及び電話番号

(7) 図書類等又はがん具類等の販売又は貸付けを開始しようとする年月日

2 前項の規定による届出には、自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に届出済証を交付するものとする。

4 前項の規定により届出済証の交付を受けた者（以下「自動販売機等業者」という。）は、当該自動販売機等の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けなければならない。（管理者）

第5条の4 自動販売機等業者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(1) 自動販売機等から有害図書類等又は有害がん具類等の除去その他必要な措置を行うことができる権限を自動販売機等業者から付与されていること。

(2) 自動販売機等が設置されている場所と同一の市町の区域その他これに準ずる区域として規則で定める区域内に居所を有すること。

(3) その他規則で定める要件

（自動販売機等の変更等の届出等）

第5条の5 自動販売機等業者は、第5条の3第1項第1号から第6号までに掲げる事項に変更を生じたとき、又は当該届出に係る自動販売機等による販売若しくは貸付けを休止し、再開し、若しくは廃止したときは、当該変更があつた日又は当該休止し、再開し、若しくは廃止した日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第5条の3第3項及び第4項の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。

（承継）

第5条の6 自動販売機等業者からその届出に係る自動販売機等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該自動販売機等に係る当該自動販売機等業者の地位を承継する。

2 自動販売機等業者について相続、合併又は分割（その届出に係る自動販売機等を承継させるものに限る。）があつ

たときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該自動販売機等を承継した法人は、当該自動販売機等業者の地位を承継する。

3 前2項の規定により自動販売機等業者の地位を承継した者は、その承継があつた日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（自動販売機等への有害図書類等又は有害がん具類等の収納禁止等）

第5条の7 自動販売機等業者及び管理者（以下「自動販売機等業者等」という。）は、有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等業者等は、自動販売機等に現に収納されている図書類等又はがん具類等について、第5条第2項又は第5条の2第2項の規定による指定があつたときは、直ちに当該有害図書類等又は有害がん具類等の除去その他必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、自動販売機等業者等が前2項の規定に違反して有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納しているときは、当該自動販売機等業者等に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。

4 知事は、自動販売機等業者等が第1項又は第2項の規定に違反して有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納しているときは、当該自動販売機等業者等に対し、当該収納物品の除去又は販売若しくは貸出しの停止、当該自動販売機等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

（自動販売機等の設置の場所規制）

第5条の8 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲から200メートル以内の区域に、その内容が第4条第1項各号のいずれかに該当するものと認められる図書類等又はその形状、構造又は機能が第5条の2第1項各号のいずれかに該当するものと認められるがん具類等を収納した自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設

(3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(4) 前3号に掲げるもののほか、主として青少年に利用される施設で規則で定めるもの

（自動販売機等の適用除外）

第5条の9 前2条の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所又は第4条第2項の規定により指定された興行を行う興行場に設置される自動販売機等については、適用しない。

（インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止）

第5条の10 何人も、インターネットの利用によつて得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第4条第1項各号のいずれかに該当するものと認められる情報（以下「

有害情報」という。）を、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、フィルタリング（インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

第8条中「規定する質屋」の下に「（以下「質屋」という。）」を加える。

第9条中「古物商」の下に「（以下「古物商」という。）」を加える。

第13条第1項中「興行者及び設備を設けて客に遊戯又はスポーツを行なわせることを業とする者（以下「興行者等」という。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 興行者

(2) 設備を設置して客に図書類等を貸与し、見せ、読ませ、又は聞かせることを業とする者

(3) 端末設備を設置して客にインターネットを利用させることを業とする者

(4) 設備を設置して客に遊戯又はスポーツを行なわせることを業とする者

第13条第2項中「興行者等」を「前項各号に掲げる者（以下「興行者等」という。）」に改める。

第13条の5第1項中「第5条の2第2項の」の下に「規定による」を加え、「第7条第2項の」を「第5条第9項、第5条の7第4項、第7条第2項若しくは第13条の5第3項の規定による」に改め、同条を第13条の7とし、第3章中第13条の4の次に次の2条を加える。

（自動販売機へのツーショットダイヤル等利用カードの収納禁止等）

第13条の5 何人も、ツーショットダイヤル等利用カードを自動販売機に収納してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反した者又は当該自動販売機を設置し若しくは管理する者に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。

3 知事は、第1項の規定に違反した者又は当該自動販売機を設置し若しくは管理する者に対し、ツーショットダイヤル等利用カードの除去その他必要な措置を命ずることができる。

4 前3項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所又は第4条第2項の規定により指定された興行を行う興行場に設置される自動販売機については、

適用しない。

(自動販売機によるツーショットダイヤル等利用カードの販売の届出)

第13条の6 前条第4項に規定する場所において、自動販売機によりツーショットダイヤル等利用カードの販売をしようとする者は、当該販売を開始する日の15日前までに、当該自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 自動販売機によりツーショットダイヤル等利用カードの販売をしようとする者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 自動販売機の型式及び製造番号
- (4) 自動販売機の設置場所及びその場所の提供者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (5) ツーショットダイヤル等利用カードの販売を開始しようとする年月日

2 前項の規定による届出には、自動販売機の設置場所の使用に係る権原を証する書類その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第5条の3第3項及び第4項、第5条の5並びに第5条の6の規定は、第1項の規定による届出をした者(以下「ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者」という。)について準用する。この場合において、第5条の5第1項の規定の適用については、同項中「第5条の3第1項第1号から第6号まで」とあるのは「第13条の6第1項第1号から第4号まで」と、「自動販売機等による販売若しくは貸付け」とあるのは「自動販売機による販売」とする。

第13条の7の次に次の1条を加える。

(公表)

第13条の8 知事は、第5条第9項、第5条の7第4項、第7条第2項又は第13条の5第3項の規定による命令をしたときは、規則で定めるところにより、当該命令を受けた者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

第16条第1項中「第5条の2第2項の」及び「第4条第5項の」の下に「規定による」を加え、「第7条第2項の」を「第5条第9項、第5条の7第4項、第7条第2項若しくは第13条の5第3項の規定による」に改める。

第17条第1項を次のように改める。

知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にこれらの者の営業の場所若しくは施設(自動販売機等の設置場所を含む。)若しくは第7条第1項の規定に該当する広告物が掲出され若しくは表示されている場所内に立ち入り、調査し、若しくは関係者に質問することができる。

- (1) 図書类等取扱業者
- (2) がん具類等の販売又は貸付けを業とする者
- (3) 自動販売機等業者等

(4) 有害薬品類の販売を業とする者

(5) 広告主又は広告物を管理する者

(6) 質屋又は古物商

(7) 興行者等

(8) ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者

第17条第2項中「知事の指定した者が、前項」を「前項の職員は、同項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第18条第4項第1号中「第5条第5項」の下に「、第5条の2第5項、第5条の7第1項若しくは第2項、第6条、第13条の3又は第13条の5第1項」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 第5条第9項、第5条の7第4項又は第13条の5第3項の規定による命令に違反した者

第18条第5項第2号中「第5条の2第5項」を「第5条の4第1項又は第13条第1項」に改め、同項中第4号及び第5号を削り、同項第3号中「措置命令に従わなかつた」を「規定による命令に違反した」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第5条の3第1項、第5条の5第1項(第13条の6第3項において準用する場合を含む。)、第5条の6第3項(第13条の6第3項において準用する場合を含む。)又は第13条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第18条第6項第2号中「第13条第2項」を「第8条、第9条、第12条第2項又は第13条第2項」に改め、同項第3号中「第17条第1項」の下に「の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第19条中「同条の刑」を「、同条の罰金刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例の廃止)

2 愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例(昭和52年愛媛県条例第37号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に自動販売機等により図書类等若しくはがん具類等(専ら児童の遊戯に供するもの及び安全カミソリその他の日用品であるものを除く。)の販売若しくは貸付けをしている者又はツーショットダイヤル等利用カードの販売をしている者は、改正後の愛媛県青少年保護条例(以下「新条例」という。)第5条の3第1項又は第13条の6第1項に規定する者とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、新条例第5条の3第1項中「当該販売又は貸付けを開始する日の15日前までに」とあるのは「この条例の施行の日から1月以内に」と、同項第7号中「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」と、新条例第13条の6第1項中「当該販売を開始する日の15日前までに」とあるのは「この条例の施行の日から1月以内に」と、同項第5号中「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とする。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第79号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 愛媛県身体障害者更生指導所の項、愛媛県知的障害者更生訓練校の項、愛媛県知的障害者通勤寮の項、愛媛県身体障害者授産所の項、愛媛県立松前清流園の項及び愛媛県立重信清愛園の項を削る。

(社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正)

第2条 社会福祉法人の助成に関する条例(昭和32年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「対し、」の下に「法令及び」を加え、「補助金」を「補助金を支出し、」に、「貸付金を支出する」を「貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付ける」に改める。

第3条中「補助金又は貸付金を交付するにあたって」を「助成をするに当たって」に、「附する」を「付する」に改める。

第4条中「補助金又は貸付金の交付」を「助成」に、「添附して」を「添付して」に改める。

第5条中「又は貸付金」を「若しくは貸付金又は譲渡若しくは貸付けを受けたその他の財産」に改める。

第6条の見出しを「(助成の取消し等)」に改め、同条中「補助金又は貸付金の交付」を「助成」に改め、「若しくは貸付金の交付」の下に「若しくはその他の財産の譲渡若しくは貸付け」を加え、「すでに」を「既に」に改め、「交付した補助金若しくは貸付金」の下に「若しくは譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産」を加える。

第7条中「補助金又は貸付金の交付について必要な事項は、別に」を「社会福祉法人の助成に関し必要な手続は、」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
(愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例の廃止)
- 愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例(平成15年愛媛県条例第25号)は、廃止する。
(愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例の廃止に伴う経過措置)
- この条例施行の際現に廃止前の愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例の規定に基づいて徴収すべきであった使

用料については、なお従前の例による。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第55条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第56条中「次に定める額」を「業務に従事した日1日につき420円」に改め、同条各号を削る。

○愛媛県条例第80号

愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第72条の2第1項の規定に基づき、愛媛県国民健康保険調整交付金(以下「調整交付金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(調整交付金の種類)

第2条 調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。

2 普通調整交付金は、規則で定めるところにより、予算の範囲内で、市町に対し、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和34年政令第41号)第2条第1項各号に掲げる額の合算額に規則で定める率を乗じて得た額に相当する額を交付する。

3 特別調整交付金は、規則で定めるところにより、予算の範囲内で、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を行う市町に対し、交付する。

(調整交付金の額)

第3条 普通調整交付金の総額は、調整交付金の総額の7分の6に相当する額とする。

2 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の7分の1に相当する額とする。

3 普通調整交付金の総額が、前条第2項の規定により各市町に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、特別調整交付金の総額に加算し、同項の規定により各市町に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、特別調整交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

4 特別調整交付金の総額(前項の規定の適用があるときは、同項の規定により計算した総額)が、前条第3項の規定により各市町に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、規則で定めるところにより、普通調整交付金として交付するものとする。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年度分の調整交付金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年度における普通調整交付金の総額は、第3条第1項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の5分の4に相当する額とする。
- 3 平成17年度における特別調整交付金の総額は、第3条第2項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の5分の1に相当する額とする。

○愛媛県条例第81号

山財ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

山財ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例を廃止する条例

山財ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例(昭和55年愛媛県条例第24号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第82号

愛媛県離島漁業再生支援基金条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県離島漁業再生支援基金条例

(設置)

第1条 離島における漁場の生産力の向上等を図るための漁業再生活動を通じて離島の水産業及び漁村が有する多面的機能を持続的に発揮させるために市町が行う漁業集落に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てるため、離島漁業再生支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第83号

愛媛県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県漁港管理条例の一部を改正する条例

愛媛県漁港管理条例(昭和33年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項ただし書中「漁船」の下に「(一国の港と他の国の港との間の航海に従事する漁船を除く。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

○愛媛県条例第84号

愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県奨学資金貸与条例(昭和36年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、大学(教育委員会がこれに準ずると認める教育施設を含む。以下同じ。)」を削る。

第5条第1項の表3の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に大学(教育委員会がこれに準ずると認める教育施設を含む。)に在学する者として採用された奨学生に係る奨学金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第85号

愛媛県県立学校設置条例及び県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県立学校設置条例及び県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部を改正する条例

(愛媛県県立学校設置条例の一部改正)

第1条 愛媛県県立学校設置条例(昭和39年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「愛媛県立中学校(以下「中学校」という。)、」を削り、「高等学校」という。)の下に「、愛媛県立中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)」を加える。

第2条を削る。

第3条中「別表2」を「別表1」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(中等教育学校の名称及び位置)

第3条 中等教育学校の名称及び位置は、別表2のとおりとする。

附則第2項中「別表2」を「別表1」に改める。

別表1を削る。

別表2中「第3条」を「第2条」に改め、同表を別表1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表2(第3条関係)

学 校 名	位 置
今治東中等教育学校	今治市
松山西中等教育学校	松山市
宇和島南中等教育学校	宇和島市

別表3第二養護学校の項を削る。

(県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正)

第2条 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例(昭和23年愛媛県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中	高等学校	「	全日制の課程	年額	1
			定時制の課程		
15,200円	を	高等学校	単位制による課程以外の課程	年額	
			単位制による課程	1単位につき	
31,200円	を	高等学校	専攻科	年額	1
1,680円	を	中等教育学校の後期課程	全日制の課程	年額	115.2
			定時制の課程	年額	31.2
15,200円	を	中等教育学校の後期課程	単位制による課程	1単位につき	1.6
			専攻科	年額	115.2

に改める。

80円

00円

00円」

第4条中	「中学校	2,200円	「	高等学校	を	中等		
							全日制の課程	2,200円
							定時制の課程	950円
学校	「	2,200円	に改める。	教育学校	2,200円」			
							全日制の課程	2,200円
							定時制の課程	950円
教育学校	「	2,200円	に改める。	教育学校	2,200円」			
							専攻科	2,200円

第5条第1項中「中学校又は」を削り、「高等学校」の下に「又は中等教育学校」を加える。

第7条に次の1項を加える。

3 中等教育学校の後期課程に進級し、又は編入学する者は、その際に後期課程進級料5,650円を納付しなければならない。

第11条第1項及び第12条中「入学金」の下に「、後期課程進級料」を加える。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条中県立学校における授業料その他の費用の徴収条例第4条及び第5条第1項の改正規定(中等教育学校に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第86号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表13の項事務の欄中「第59条の2第5項(同法第66条第2項において準用する場合を含む。)」を「第59条第5項」に改め、同表14の項同欄中「第59条の2第9項(同法第66条第2項において準用する場合を含む。)」を「第59条第9項」に改め、同表15の項同欄中「第59条の2第10項(同法第66条第2項において準用する場合を含む。)」を「第59条第10項」に改め、同表47の項同欄中「第4条の2第5項」を「第5条第5項」に改め、同項金額の欄中「2,100円」を「2,000円」に改め、同表48の項事務の欄中「第4条の4第1項」を「第7条第1項」に改め、同表49の項同欄中「第6条第3項」を「第11条第3項」に改め、同表50の項を次のように改める。

50	削除		
----	----	--	--

別表51の項事務の欄中「第11条の3第2項」を「第22条第2項」に改め、同表52の項同欄中「第11条の3第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改め、同項金額の欄中「37,000円」を「講習1時間につき1,200円」に改め、同表53の項事務の欄中「第11条の3第4項」を「第22条第5項」に改め、同項金額の欄中「2,100円」を「2,000円」に改め、同表54の項事務の欄中「第11条の3第5項」を「第22条第6項」に改め、同項金額の欄中「1,900円」を「1,800円」に改め、同項の次に次のように加える。

54の2	警備業法第22条第8項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習	現任警備員指導教育責任者講習手数料	5,000円
54の3	警備業法第23条第1項の規定に基づく警備業の検定の実施	警備業検定手数料	(1) 警備業務の種別(警備業法第18条に規定する種別をいう。以下この項において同じ。)

		のうち、同法第2条第1項第1号に掲げる警備業務に係るものに係る検定 16,000円 (2) 警備業務の種別のうち、同項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定(国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。) 14,000円 (3) 警備業務の種別のうち、同号に掲げる警備業務に係るものに係る検定((2)に掲げるものを除く。) 13,000円 (4) 警備業務の種別のうち、同項第3号に掲げる警備業務に係るものに係る検定 16,000円
54の4 警備業法第23条第4項の規定に基づく合格証明書の交付	合格証明書交付手数料	10,000円
54の5 警備業法第23条第5項の規定に基づく合格証明書の書換え	合格証明書書換え手数料	2,200円
54の6 警備業法第23条第5項の規定に基づく合格証明書の再交付	合格証明書再交付手数料	2,000円
54の7 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定に基づく審査	審査手数料	4,700円

別表55の項事務の欄中「第11条の6第2項」を「第42条第2項」に改め、同表56の項同欄中「第11条の6第2項第1号」を「第42条第2項第1号」に改め、同表57の項同欄中「第11条の6第3項」を「第42条第3項」に、「第11条の3第4項」を「第22条第5項」に改め、同項金額の欄中「2,100円」を「2,000円」に改め、同表58の項事務の欄中「第11条の6第3項」を「第42条第3項」に、「第11条の3第5項」を「第22条第6項」に改め、同項金額の欄中「1,900円」を「1,800円」に改め、同表備考4を削る。

附 則

この条例は、平成17年11月21日から施行する。ただし、別表13の項から15の項までの改正規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第44号)の施行の日から施行する。

